

防衛省訓令第15号

航空身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月28日

防衛大臣 中谷 元

航空身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令
航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

「0.1（1

ただし、裸

0.2未満

あつては、

別表の8の項中「0.2（1.0）」を0ジオプト

3.0ジオ

を超えない

のレンズで

0)

. 0)

眼視力

の者に

－ 6 .

リ～＋ に、「飛行場管制業務」を「航空交通管制業

プトリ

屈折度

(1 .

」

務」に改め、同表の 9 の項を次のように改める。

9 眼位	マドックス法で次表の基準以下であること。 内斜位 10 プリズムジオプトリ 外斜位 6 プリズムジオプトリ 上斜位 1 . 5 プリズムジオプトリ	マドックス法で次表の基準以下であること。 内斜位 10 プリズムジオプトリ 外斜位 6 プリズムジオプトリ 上斜位 1 . 5 プリズムジオプトリ ただし、両眼視機能に異常がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。
------	--	--

付表第 2 を次のように改める。

付表第 2

区分	不合格疾患等
共通事項	1 航空業務の実施に支障があると認められる疾患又は機能障害 2 航空業務により悪化するおそれがある疾患又は機能障害
1 全身状態	1 頭部、顔面、頸部、躯幹又は四肢に変形、奇形、欠損又は機能障害があるもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 2 原因不明の頭痛、発熱、めまい、腹痛、浮腫等の症状が持続又は頻回に再発するもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 3 航空装具の着用を妨げるもの 4 過度の肥満（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 5 全身の衰弱（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 6 睡眠時無呼吸症候群又はその疑いがあるもの 〔乙〕航空業務に支障がないと認められるものを除く。
2 感染症及び寄生虫症	1 感染症又はその疑いがあるもの 2 難治性の慢性感染症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 3 寄生虫症又はその後遺症があるもの（航空業務に支障がない

	と認められるものを除く。)
3 新生物	<p>1 悪性新生物又はその疑いがあるもの 〔乙〕悪性新生物のうち、治療後、後遺症がなく航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>2 良性新生物で、治療を要するもの（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p>
4 内分泌、栄養及び代謝障害	<p>1 薬剤による治療を必要とする糖尿病（航空交通管制業務を行う者にあつては、経口薬の使用等により、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 甲状腺疾患（術後及びアイソトープ治療後を含む。）で治療を必要とするもの 〔乙〕ホルモン補充療法中で、薬剤の用法用量が一定した後、甲状腺機能が安定し、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3 下垂体又は副腎疾患</p> <p>4 高尿酸血症（痛風を含む。） 〔乙〕薬剤の投与により合併症がなく、血中尿酸値が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>5 脂質異常症 〔乙〕薬剤の投与により合併症がなく、血中脂質値が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められ</p>

	<p>るものを除く。</p> <p>6 その他重大な内分泌代謝疾患</p> <p>7 〔甲〕再発のおそれがある内分泌代謝疾患の既往歴</p>
<p>5 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害</p>	<p>1 貧血</p> <p>2 出血傾向を示す疾患</p> <p>3 白血病又は他の進行性の細網内皮系の疾患</p> <p>4 重大な脾腫</p> <p>5 その他の血液、造血臓器等の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p> <p>6 航空業務に支障があると認められるアレルギー疾患</p> <p>7 リウマチ性疾患、膠原病等の自己免疫疾患（その疑いを含む。）又は免疫不全症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>〔甲〕上記の既往歴</p>
<p>6 気管及び胸部の疾患</p>	<p>1 気管支拡張症、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、肺水腫、膿胸、肺サルコイドーシス、塵肺、間質性肺炎、その他の活動性の肺疾患</p> <p>2 胸膜の疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>3 気管支喘息<small>ぜんそく</small></p> <p>〔甲〕気管支喘息の既往歴（12歳までに治癒した小児喘息の既往歴を除く。）</p> <p>〔乙〕吸入ステロイド剤のみの投与により合併症がなく、一定期間発作を認めず</p>

	<p>、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>4 肺結核症（石灰化巣、癥痕形成等により治癒し、かつ、再発のおそれがないと認められるものを除く。）</p> <p>5 横隔膜の著しい挙上又は機能障害で、呼吸機能検査で異常が認められるもの</p> <p>6 特発性気胸又はその既往歴があるもの 〔乙〕再発のおそれがないことが認められたもので、肺機能に異常がないものを除く。</p> <p>7 嚢胞性肺疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>8 乳腺疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>9 その他の呼吸機能障害を伴う疾患で、航空業務に支障があるもの</p> <p>10 その他胸壁、縦隔若しくは胸部内臓の疾患若しくはその既往症で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
7 胸部手術	<p>1 開胸術後6か月以内のもの（開胸術後3か月以上経過し、呼吸機能及び胸郭の運動機能が正常であると認められるものを除く。）</p> <p>2 〔甲操〕開胸術の既往歴</p>

	<p>3 その他肺若しくは胸部の手術若しくは損傷によつて、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>8 循環器系</p> <p>(1) 血圧</p> <p>(2) 心疾患</p> <p>(3) 脈拍及び調律異常</p> <p>(4) 脈管障害</p>	<p>1 高血圧症（降圧剤の投与により合併症がなく、血圧が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 〔甲操〕降圧剤を服用している者又は服用の既往歴がある者</p> <p>2 自覚症状を伴う起立性低血圧症（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>1 重大な先天性心疾患</p> <p>2 心筋障害又は冠動脈障害（心筋梗塞及び狭心症の既往歴を含む。）</p> <p>3 心不全を呈する全ての疾患又はその既往歴</p> <p>4 重大な心膜（心内膜又は心外膜）の疾患</p> <p>5 リウマチ性心疾患又はその既往歴</p> <p>6 その他の心疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p> <p>重大な刺激生成又は興奮伝導の異常（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>1 動脈瘤又は重大な静脈瘤で、循環不全をきたすおそれがあるもの</p>

	<p>もの</p> <p>2 その他の動脈若しくは静脈の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>9 腹部及び消化器系の疾患</p> <p>(1) 腹壁、横隔膜及び腹膜の疾患</p> <p>(2) 消化管の疾患</p> <p>(3) 肝胆膵の疾患</p>	<p>1 腹壁の機能障害を伴う創傷、癒痕又は瘻孔</p> <p>2 腹膜疾患又はその疑いがあるもの</p> <p>3 鼠径ヘルニア又は大腿ヘルニア</p> <p>4 症状のある横隔膜ヘルニア</p> <p>5 腹壁ヘルニア</p> <p>1 胃潰瘍又は十二指腸潰瘍（自覚症状及び合併症がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 〔甲操〕胃潰瘍又は十二指腸潰瘍</p> <p>3 その他の消化器疾患で、消化管の通過障害若しくは栄養障害により、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p> <p>4 難治性肛門部膿瘍、瘻孔、高度の痔核、脱肛等の直腸肛門疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>5 〔甲操〕直腸若しくは肛門の狭窄、膿瘍又は瘻孔</p> <p>1 膵炎</p> <p>2 胆石症その他の胆嚢又は胆道の疾患</p>

	<p>〔乙〕 無症状で経過している胆嚢内の単一大結石（短径が1cm以上のもの。）で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p>
<p>(4) 腹部手術</p>	<p>3 急性肝炎、重大な肝機能障害のある慢性肝炎又は肝硬変</p> <p>1 〔甲操〕開腹手術の既往歴（腸管癒着症状を残さないような虫垂切除及び試験開腹を除く。）</p> <p>2 虫垂切除術後2週間以内のもの又は術後合併症を有しているもの</p> <p>3 ヘルニア縫合術後1か月以内のもの</p> <p>4 胃切除術後3か月以内のもの、術後合併症を有しているもの又は術後後遺症があるもの</p> <p>5 その他胆嚢、腸等の手術後で、3か月以内のもの又は術後後遺症があるもの</p> <p>〔乙〕腹腔鏡を用いた胆嚢手術後1か月以上経過し、術後合併症がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p>
<p>(5) その他</p>	<p>その他の腹部、消化器系及び腹膜の機能障害又は疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>10 精神及び行動の障害</p>	<p>1 症状性を含む器質性精神障害</p> <p>2 精神作用物質使用による精神又は行動の障害（アルコール依存を含む。）</p>

	<p>3 統合失調症、統合失調型障害又は妄想性障害</p> <p>4 気分（感情）障害</p> <p>5 神経症性障害、ストレス関連障害又は身体表現性障害</p> <p>6 生理的障害又は身体的要因に関連した行動症候群</p> <p>7 成人の人格又は行動の障害</p> <p>8 知的障害（精神遅滞）</p> <p>9 心理的発達の障害</p> <p>10 行動又は情緒の障害</p> <p>11 上記疾患の既往歴又はその疑いがあるもの</p> <p>〔乙〕神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害、生理的障害又は身体的要因に関連した行動症候群の既往歴で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p>
<p>11 神経系の疾患</p> <p>(1) てんかん、意識障害等</p> <p>(2) 頭部外傷</p>	<p>1 てんかん性疾患（明白な発作が起こっていない場合であっても、てんかん性障害の疑いがあるものを含む。）</p> <p>2 重大な突発性の意識障害又はけいれん発作</p> <p>3 1又は2の既往歴（小児期における一過性のひきつけ、脳貧血様発作、失神発作等の既往歴で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>1 脳震盪、脳挫傷、頭蓋内出血、頭蓋骨折等頭部外傷の既往歴（航空業務に支障がないと認め</p>

<p>(3) 中枢神経系の障害</p> <p>(4) 末梢神経系統及び自律神経系統の障害</p>	<p>られるものを除く。)</p> <p>2 外傷性高次脳機能障害又は顕著な性格変化を示しているもの</p> <p>3 その他の重大な頭部外傷の既往歴又は後遺症</p> <p>1 中枢神経系の炎症、循環障害、中毒、代謝障害、腫瘍、皮質形成不全又は変性疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <p>〔甲〕上記疾患の既往歴又は中枢神経系の手術の既往歴</p> <p>2 その他の中枢神経系統の重大な障害又はこれらの既往歴</p> <p>1 〔甲〕再発のおそれがある坐骨神経痛の既往歴</p> <p>2 反復する神経痛発作</p> <p>3 その他の重大な末梢神経系統若しくは自律神経系の障害で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>1 2 運動器の疾患等</p>	<p>1 骨、筋肉、腱、神経又は関節の重大な疾患</p> <p>2 骨、筋肉、腱、神経又は関節の外傷（航空業務に支障がないと認められるものを除く。)</p> <p>3 1又は2の後遺症による重大な運動機能障害（四肢体幹に持続又は反復する疼痛を含む。)</p> <p>4 反復性関節脱臼</p> <p>〔乙〕反復性関節脱臼の完治後、運動機能等に異常がなく、航空業務に支障がないものを除く。</p> <p>5 高度の側湾症又は後湾症</p>

	<p>6 脊柱の骨折又は脱臼</p> <p>7 その他の脊椎疾患</p> <p>8 反復する背腰痛症</p> <p>9 〔甲操〕上記諸疾患のうち6、7又は8の既往歴</p> <p>10 人工関節置換の手術歴（航空業務に支障がないと認められるものを除く。） 〔甲操〕上記の手術歴を有するもの</p> <p>11 その他の運動器の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>1.3 泌尿生殖器系の疾患等</p>	<p>1 持続し、又は頻発する蛋白尿があり、尿沈渣に活動性の腎実質障害を認めるもの</p> <p>2 肉眼的血尿又は頻発する顕微鏡的血尿</p> <p>3 急性腎炎又は進行性の慢性腎炎</p> <p>4 ネフローゼ症候群を呈する腎疾患</p> <p>5 嚢胞性腎疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>6 高度の遊走腎</p> <p>7 陰嚢水腫、精索水腫又は精索静脈瘤（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>8 前立腺疾患（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>9 泌尿生殖器系の狭窄、圧迫若しくは結石で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により</p>

	<p>悪化するおそれがあるもの</p> <p>1 0 両側の停留^{こゆう}睾丸</p> <p>1 1 精神症状又は著しい疼痛を伴う月経障害又は子宮内膜症</p> <p>1 2 卵巣、子宮又は子宮付属器の炎症</p> <p>1 3 妊娠（航空交通管制業務（地上勤務に限る。）を行う者で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>1 4 泌尿生殖器系の手術の既往歴（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>1 5 その他の泌尿生殖器系の重大な疾患、後遺症若しくは腎機能障害で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>1 4 視器の疾患</p> <p>(1) 外眼部又は眼球付属器の疾患</p>	<p>1 睫毛乱生症^{しょう}</p> <p>2 眼球を外気曝^{ばく}露により十分に保護し得ない眼瞼^{けん}の奇形又は変形</p> <p>3 慢性限瞼炎（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>4 眼瞼^{けん}痙攣^{れん}（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>5 視機能を妨げる眼瞼下垂</p> <p>6 眼瞼内反又は外反</p> <p>7 兔眼（癍痕性兔眼を含む。）</p> <p>8 涙嚢炎</p> <p>9 結膜炎（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p>

- 1 0 結膜乾燥症
- 1 1 視機能に支障を及ぼす翼状片
- 1 2 角膜炎
- 1 3 角膜潰瘍又は反復する角膜潰瘍の既往歴
- 1 4 視機能を妨げる角膜パンヌス又は混濁
- 1 5 角膜変性
- 1 6 視器の腫瘍（良性腫瘍で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。）
- 1 7 強度の眼球突出
- 1 8 眼球震盪
- 1 9 斜視又は複視
- 2 0 小角膜
- 2 1 流涙症
- 2 2 その他の外眼部若しくは眼球付属器の疾患等の既往歴若しくは手術歴（レーザー治療を含む。）で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの

(2) 緑内障

緑内障

〔乙〕点眼薬の投与により眼圧が正常範囲内にコントロールされ、視野異常がなく、航空業務に支障がないと認められるものを除く。

(3) 前眼部、中間透光体、眼底及び視路の疾患

- 1 網膜剥離又はその既往歴
- 2 網膜色素変性症又は無色素性網膜変性症
- 3 網膜炎又は網膜脈絡膜炎（症状が固定し、再発のおそれなく、視機能を妨げないものを除く。）

<p>(4) 眼精疲労</p>	<p>4 視神経炎又は球後神経炎の既往歴（治癒し、再発のおそれがなく、視機能を妨げないものを除く。）</p> <p>5 視神経萎縮</p> <p>6 うつ血乳頭</p> <p>7 無水晶体眼（眼内人工水晶体挿入を含む。）</p> <p>8 水晶体偏位</p> <p>9 視機能を妨げる白内障（水晶体の混濁）</p> <p>10 正常瞳孔反射の喪失（異常瞳孔反射）</p> <p>11 残存する眼内異物</p> <p>12 その他の前眼部、中間透光体、眼底若しくは視路の疾患、先天異常若しくは機能不全の既往歴若しくは手術歴（レーザー治療を含む。）で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの強度の眼精疲労（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p>
<p>15 聴器及び平衡器の疾患</p> <p>(1) 外耳の疾患</p> <p>(2) 中耳の疾患</p>	<p>1 外耳炎、耳痛又は外耳道湿疹（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 [甲操] 鼓膜の通視できないもの</p> <p>1 鼓膜発赤、耳痛等の活動性病変のあるもの</p> <p>2 鼓膜の障害（航空業務に支障がないと認められるものを除く）</p>

<p>(3) 内耳及び平衡機能障害の疾患</p> <p>(4) その他</p>	<p>。)</p> <p>3 [甲操] 鼓膜穿孔又はその手術後4か月以内のもの</p> <p>4 中耳炎（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>5 中耳真珠腫</p> <p>6 耳管狭窄症（急性症状で一時的なものを除く。）</p> <p>1 メニエール病</p> <p>2 [甲操] メニエール病の既往歴又はその疑いがあるもの</p> <p>3 内耳炎</p> <p>4 瘻孔症状のあるもの</p> <p>5 眩暈症又はその反復する既往歴</p> <p>6 平衡機能障害</p> <p>7 重症で反復する動揺病</p> <p>8 [甲操] 強度の動揺病の既往歴</p> <p>9 病的眼振を伴う疾患</p> <p>1 中耳又は内耳の手術の既往歴（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 その他の外耳、中耳（乳様突起を含む。）又は内耳の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>16 鼻及び咽喉頭の疾患</p> <p>(1) 鼻腔、副鼻腔の疾患</p>	<p>1 慢性副鼻腔炎 [乙] 航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>2 無臭症又は異臭症</p> <p>3 反復する鼻出血</p>

<p>(2) 咽喉頭の疾患</p>	<p>4 強度の鼻アレルギー、慢性鼻炎（萎縮性鼻炎、壊死性鼻炎、肥厚性鼻炎及び血管性鼻炎）</p> <p>5 強度の鼻中隔湾曲症又は鼻中隔穿孔</p> <p>1 口蓋の潰瘍、穿孔若しくは欠損（広範囲のものに限る。）又は軟口蓋の麻痺若しくは癒着（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p> <p>2 習慣性扁桃炎、慢性咽喉側索炎等の咽喉の慢性炎症性疾患 〔乙〕航空業務に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3 嚥下障害をきたす口蓋扁桃肥大</p> <p>4 喉頭の炎症、ポリープ、肉芽腫又は潰瘍（航空業務に支障がないと認められるものを除く。）</p>
<p>(3) 鼻及び咽喉頭の機能障害</p>	<p>1 慢性の鼻閉塞又は口呼吸をする全ての疾患</p> <p>2 吃音又は著しい発声障害（構音障害を含む。）</p> <p>3 声帯麻痺</p> <p>4 嚥下障害を伴う疾患で、航空業務に支障があるもの</p>
<p>(4) その他</p>	<p>その他の鼻腔、副鼻腔若しくは咽喉頭の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの</p>
<p>1 7 口腔及び歯の疾患</p>	<p>1 著しい不正咬合、歯の欠損又は口腔周辺軟部組織の障害等により、そしやく又は発声に著しい障害をきたすもの</p> <p>2 歯、顎骨又は口腔周辺軟部組</p>

織の疾患等により著しい疼痛を伴うことで、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの

附 則

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以前に行われた採用試験を受けた者が入隊する場合の身体検査の基準については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。